

小監公告第12号
平成30年11月20日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小川一久

小山市監査委員 山野井孝

記

1. 監査対象

市民生活部 市民生活課 生活安心課 環境課
市民課 国保年金課

2. 監査期日

平成30年9月4日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第13号
平成30年11月20日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小川一久

小山市監査委員 山野井孝

記

1. 監査対象

産業観光部 農政課 農村整備課 商業観光課
工業振興課

2. 監査期日

平成30年9月26日

3. 監査の観点及び方法

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。